

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

所得が一定基準以下の心身障害者に対して東京都が医療費の一部を助成する「心身障害者の医療費の助成に関する事務」（都条例）においては、個人情報保護委員会が特定個人情報の情報連携を認めている「特別障害者手当の支給に関する事務」に準ずる事務として、条例に規定することにより所得判定に必要な地方税の情報連携が可能とされていた。

しかし、所得判定に必要な地方税の株式等に係る配当・譲渡所得の情報は、「特別障害者手当の支給に関する事務」では所得判定の対象ではなく、情報連携が認められていなかったため、「心身障害者の医療費の助成に関する事務」は、これまで条例に規定せず、申請を受ける際に申請者より非課税証明を徴取していた。

このたび、都からの要望により、株式等に係る配当・譲渡所得の情報が情報連携の対象として個人情報保護委員会において承認されたことから、事務処理特例として区が行っている「心身障害者の医療費の助成に関する事務」において、情報連携を実施する必要があるため、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」を令和3年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

心身障害者の医療費の助成に関する事務を個人番号利用事務に追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p>	<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p>
<p>平成27年10月2日条例第36号</p>	<p>平成27年10月2日条例第36号</p>
<p>(第1条から第3条 略)</p>	<p>(第1条から第3条 略)</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p>
<p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関（条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p>	<p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関（条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p>
<p>2 区長又は世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを、同表第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 区長又は世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを、同表第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
<p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供</p>	<p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供</p>

改正後			改正前		
<p>ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(別表第1 (第4条関係) 略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>			<p>ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p>(別表第1 (第4条関係) 略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
区長	(1の項から23の項まで 略)		区長	(1の項から23の項まで 略)	
	<u>24 特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>			
		<u>住民票関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>			
		<u>障害者関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>			
		<u>生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>			
		<u>医療保険給付関</u>			

改正後				改正前			
			<u>係情報であって規則で定めるもの</u>				
			<u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>				
			<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>				